

別表（第2条関係）
政務活動に要する経費細目

項目	内 容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする） ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する） ○ 視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする
研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政治資金規正法に定める政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする ○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する ○ 政治資金規正法に定める政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする） ○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する
要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員1人当たり各1部とする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う
事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする

事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない） ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" data-bbox="379 421 1106 539"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> ○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする 	固定電話（事務所専用）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4																		
固定電話（事務所専用）	1 / 2																								
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2																								
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4																								
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所賃借料について <table border="1" data-bbox="379 741 1337 1014"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1 / 2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> ○ 事務所光熱水費について <table border="1" data-bbox="379 1200 1337 1462"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1 / 2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> ○ 事務所駐車場賃借料について <table border="1" data-bbox="379 1541 1337 1803"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所駐車場賃借料の支出割合の上限は1 / 2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> 	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1 / 2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1 / 2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所駐車場賃借料の支出割合の上限は1 / 2とする	自宅兼用	計上できない
自己所有	計上できない																								
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1 / 2とする																							
	自宅兼用	計上できない																							
自己所有	計上できない																								
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1 / 2とする																							
	自宅兼用	計上できない																							
自己所有	計上できない																								
賃借	事務所専用	事務所駐車場賃借料の支出割合の上限は1 / 2とする																							
	自宅兼用	計上できない																							
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1 / 2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする 																								

付記 金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。